第35期 決算公告

2022年6月29日

東京都江東区新砂三丁目3番9号
株式会社 フォリス
代表取締役社長　定永 好史

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位:千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,694,759	流動負債	1,704,431
現金預金	1,719,870	工事未払金	1,040,902
受取手形	20,930	リース債務 短期	4,802
電子記録債権	35,369	未払金	139,159
完成工事未収入金	586,896	未払消費税	76,947
未成工事支出金	229,308	未払費用	85,959
材料貯蔵品	15,808	未払法人税等	39,221
前払費用	9,568	未成工事受入金	187,640
未収入金	80,240	預り金	2,680
差入保証金 短期	1	完成工事補償引当金	80,752
貸倒引当金	△ 3,232	賞与引当金	46,368
固定資産	865,865	固定負債	213,062
有形固定資産	26,498	リース債務 長期	9,596
建物	10,796	退職給付引当金	166,823
備品	2,591	株式給付引当金	19,398
リース資産	13,111	役員株式給付引当金	17,244
無形固定資産	7,635	負債合計	1,917,493
ソフトウェア	7,635	純資産の部	
投資その他の資産	831,731	株主資本	1,520,752
投資有価証券	201,495		
子会社株式	363,155	資本金	100,000
関係会社株式	20,000		
長期貸付金	187,000	利益剰余金	1,420,752
差入敷金保証金	464	利益準備金	25,000
繰延税金資産	59,618	その他利益剰余金	1,395,752
		別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	1,195,752
		（当期純利益）	(335,566)
		評価・換算差額等	122,379
		その他有価証券評価差額金	122,379
		純資産合計	1,643,131
資産合計	3,560,624	負債及び純資産合計	3,560,624

個　別　注　記　表

【 重要な会計方針に係る事項に関する注記 】

１．棚卸資産、有価証券の評価方法及び評価基準

未成工事支出金	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
子会社株式及び関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等による時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
無形固定資産	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛債権その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事高として計上した工事に係る瑕疵についてその引渡し後において、自己の負担により無償で補償すべき場合の費用支出に備えるため、補修費用の見積額に基づき計上しております。
工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

建設工事等の履行義務は、請負工事を進めるにつれて物件の価値が増加し顧客が当該資産を支配することから、一定期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に応じて収益を認識しています。なお、進捗度の測定は、決算日における請求出来高またはその見積りによっています。取引価格は請負工事契約により決定され、対価は出来高に応じて段階的に、または履行義務が充足した後、契約に定められた時期に受領しています。
ただし、契約金額１千万円未満の請負工事については、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しています。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

収益認識に関する会計基準等	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていますが、当事業年度の損益及び期首剰余金に与える影響はありません。